



教 小 第 6 4 6 号

平成 3 1 年 2 月 1 8 日

関係各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

平成 3 1 年度当初再任用教職員採用に係る事務処理等について (依頼)

再任用教職員の採用については、下記により取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

記

1 再任用教職員の内示等について

別紙 1 「再任用教職員採用内示等について」により内示願います。

※ 管理職の内示については、平成 3 1 年 2 月 1 日付「平成 3 1 年度当初教職員人事異動内示について」による。

2 再任用教職員の勤務条件について

別紙 2 「再任用教職員の勤務条件について」を再任用教職員に配付し、周知願います。

3 再任用教職員の勤務時間の割振り決定について

別紙 3 「再任用教職員の勤務時間の割振りについて」を参照し、勤務時間の割振りを決定願います。

担当 小中学校人事課
人事・学事担当
Tel 048-830-6937

別紙 1

再任用教職員採用内示等について

平成 31 年度再任用教職員（管理職を除く。）の採用内示等につきましては、下記により進めるようお願いいたします。

記

- 1 再任用教職員の現任校の校長（又は市町村教育委員会）は、3 月 13 日（水）に、本人に採用予定校と週当たりの予定勤務時間数を内示する。
- 2 採用予定の市町村教育委員会は、当該再任用教職員について面接日を設定する必要があると認める場合には、一般教職員の例にならい、現任校を管轄する市町村教育委員会に面接日等を連絡する。

面接日が設定される場合においては、採用予定の市町村教育委員会より、改めて採用予定校及び 4 週当たりの勤務時間等、勤務条件の確認を行う。また、勤務時間の割り振り、週休日につきましては、決定され次第、速やかに本人に伝達する。

別紙 2

再任用教職員の勤務条件について

埼玉県教育委員会が任命し、埼玉縣市町村立小・中・特別支援学校に勤務する再任用教職員の勤務条件は次のとおりです。

1 勤務場所

埼玉縣市町村立小・中・特別支援学校

2 職務

学校教育法及び当該市町村教育委員会規則の規定に基づく校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主任専門員及び専門員のそれぞれの職務

3 服務

当該市町村の学校職員服務規程の適用を受けます。

4 勤務日及び勤務時間

- (1) 短時間勤務職員については、4 週当たりの勤務時間が採用時の人事異動通知書に記されます。
- (2) 勤務日及び勤務時間等については、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によるものとします。

5 休暇

- (1) 年次休暇については、3 月の定年退職後、引き続き 4 月から再任用される職員については、定年前に付与された日数となります。また、再任用後の 1 月 1 日に付与される日数は、フルタイム勤務職員は、定年前と同様に 20 日となり、また、短時間勤務職員は、勤務時間数に比例して付与されます。
- (2) 特別休暇については、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によるものとします。

6 給与

- (1) 給料月額は、決定された級の月額を基礎とし、勤務時間に比例した額となります。
- (2) 諸手当のうち、扶養手当、住居手当、へき地手当（準ずる手当を含む）及び再任用期間に係る退職手当は支給されません。

7 退職

再任用教職員は、任用期間の満了とともに退職となります。

8 共済制度及び医療保険等

- (1) フルタイム勤務職員は、公立学校共済組合及び埼玉県教職員互助会並びに雇用保険に加入となります。
- (2) 週当たりの勤務時間が20時間以上（4週当たりの勤務時間が80時間以上）の短時間勤務職員は、厚生年金・健康保険、雇用保険の加入となります。
- (3) 週当たりの勤務時間が20時間未満（4週当たりの勤務時間が80時間未満）の短時間勤務職員は、共済組合任意継続組合員制度、又は国民健康保険制度に加入となります。

9 公務災害補償

公務中や通勤途上の災害による負傷等に係る治療費等について、地方公務員災害補償基金の認定を受けた場合は、地方公務員災害補償法の規定により補償されます。

別紙 3

再任用教職員の勤務時間の割振りについて

再任用教職員の勤務時間の割振りは下記により、決定するよう願います。

記

- 1 短時間勤務職員のうち、教諭の授業担当時間数については、常勤の教員の担当時間数にならない、勤務時間数に応じて、校長が定めた時間数とする。
- 2 短時間勤務職員の勤務時間の割振りについては、1日あたりの勤務時間を7時間45分（以下「全日勤務」という。）又は全日勤務の2分の1の時間（以下「半日勤務」という。）とする。具体例としては、以下のような割振りが考えられる。

< 4週当たり93時間勤務の場合の例 >

フルタイム職員の { 3 / 5 }

例

曜日	勤務時間
月曜日	全 日
火曜日	週休日
水曜日	全 日
木曜日	全 日
金曜日	週休日

※ 全日勤務の場合、勤務時間の割振りは、校長が定める。

※ 1日の勤務時間が半日勤務の場合、勤務開始時刻又は勤務終了時刻は、原則として常勤職員に合わせることにし、これによりがたい場合は、県教育局市町村支援部小中学校人事課と予め協議すること。

※ また、勤務時間の割振りは校長から本人に、予め明示すること。

< 4週当たり77時間30分勤務の場合の例 >

フルタイム職員の { 1 / 2 }

例

曜日	勤務時間
月曜日	半 日
火曜日	半 日
水曜日	半 日
木曜日	半 日
金曜日	半 日